

## 論点に対する回答

分野	「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について
省庁名	警察庁
<p>経済団体からは、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請（国土交通省）のオンライン化の際に、効率化の観点から道路使用許可との一括申請が望まれています。</p> <p>以下の論点について御回答ください。</p>	
<p><b>論点 1 道路占用許可と道路使用許可の一括申請</b></p> <p>道路法第三十二条第四項、道路交通法七十八条第二項により、道路占用許可申請（国土交通省）と道路使用許可申請の一括申請が可能となっており、国道については、「道路占用システム」にて一括申請が可能としているところ、国土交通省が取り組んでいる都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化に際し、国土交通省と連携して都道府県道、市区町村道でも一括申請を可能とすべきではないか。</p>	
<p><b>【回答 1】</b></p> <p>○国土交通省が取り組んでいる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可のオンライン化システムが完成すれば、現状の「道路占用システム」と同様、国土交通省のシステムを利用した一括申請が実現するよう、協議を進めてまいりたい。</p>	
<p><b>論点 2 確認事項の公開</b></p> <p>国道で歩行者利便増進道路制度を適用する場合は、道路使用許可基準の確認事項※が公開されている。</p> <p>都道府県道、市区町村道の状況如何。</p> <p>※新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項：  <a href="https://www.mlit.go.jp/road/senyo/pdf/18.pdf">https://www.mlit.go.jp/road/senyo/pdf/18.pdf</a></p>	
<p><b>【回答 2】</b></p> <p>○「歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項」は、歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、申請者が確認する事項を示したものである。</p> <p>これらの事項を満たしている場合、道路使用許可の申請に当たり、都道</p>	

府県警察への事前相談を必ずしも必要としないことを示している。

この確認事項は、当庁ウェブサイト上で公開されているものであり、国道、都道府県道及び市区町村道の別なく、全国の歩行者利便増進道路において活用できるものである。

【論点1 参考】

○道路法 第三十二条

1～3 <省略>

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5～<省略>

○道路交通法 第七十八条

1 <省略>

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3～<省略>